

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を次のとおり公表します。

1. 令和3年度の経緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結しました。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物及び産業廃棄物の処理に係る契約について、電気の供給を受ける契約1件（低圧電力等（契約電力50kwh未満））を締結しました。